

議案第201号

福岡市保護施設等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年12月11日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、救護施設等に入所者に係る個別支援計画を作成するよう義務づける等の必要があるによる。

福岡市保護施設等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市保護施設等の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第22条に次の1項を加える。

- 6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第27条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第2項中「第2項」の次に「及び第6項」を加える。

第28条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。